

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
【福祉部】 新 1 支え合いの地域づくり 関連事業費		41,577 〔国庫 26,400 一財 15,177〕	41,577 〔国庫 26,400 一財 15,177〕	1 支え合いまちづくり推進事業費 3,960万円 子どもから高齢者まで支援が必要な地域住民に対して、ニーズの把握からきめ細やかな対応ができる体制を総合的に整備する市町村に補助する。 ・補助基準額 1市町村当たり660万円以内 ・補助対象数 8市町村 ・補助期間 原則として1年間（1年延長可） ○実施主体：市町村 負担区分：国1/2・県1/4・市町村1/4 2 共助の仕組み推進事業費 197万7千円 共助の仕組みを全県的に拡大するために、アドバイザーの派遣や共助の仕組み仕掛け人の養成研修といった支援を行う。 ・立ち上げ支援 137万円 共助の仕組み立ち上げ支援のため、アドバイザーを市町村へ派遣する。 ・共助仕掛け人養成研修 60万7千円 共助の仕組みを中心になって動かす仕掛け人の発掘・養成を行う。

【審査の考え方】
誰もが安心・安全に生活できるように共助の仕組みを整備する必要性を認め、必要額を措置した。

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
2 特別養護老人ホーム 整備関連事業費	2,455,296 (県債2,455,000 一財 296)	1,800,300 (県債1,800,000 一財 300)	1,800,300 (県債1,800,000 一財 300)	21年度新規着工見込み数（政令市等分含む） 646床 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費 18億30万円 (1) ユニット型整備分 9億3,560万円 ・20年度からの継続分（3施設340床） 7億9,880万円 ・21年度着工分（3施設198床） 1億3,680万円 (2) 従来型・混合型整備分 3億3,810万円 ・20年度からの継続分（1施設70床） 1億9,644万円 ・21年度着工分（3施設190床） 1億4,166万円 〈県費補助額〉 ・施設創設 300万円／床 ・施設増床 216万円／床 ・短期入所施設 43万円／床 ・設備整備 補助率 1／2 （整備最終年度に1施設当たり2,500万円を限度） 新・改修増床 補助率 1／2（100万円／床を限度） 増築を伴わず、施設内部の改修によって増床する 場合の補助
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【審査の考え方】 高齢者の介護基盤である特別養護老人ホームについて、積極的に整備する必要があるため、新たに646床を整備することとし、要求額を措置した。 また、老朽化施設について、居室環境等を改善する必要性を認め、要求額を措置した。</p> </div>				

福祉部

あ（単位：千円）

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘 要
<p>新</p> <p>3 超重症心身障害児 短期入所等促進 事業費</p>		<p>9,600 〔一財 9,600〕</p>	<p>9,600 〔一財 9,600〕</p>	<p>医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障害児に対する支援の充実のための事業を実施する。</p> <p>1 短期入所促進事業 384万円 短期入所を医療機関が受け入れた場合に、短期入所報酬と入院診療報酬との差額を支給する市町村に補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 2万円／日 ※入院診療報酬と短期入所報酬との差額 ・負担割合 県1／2・市町村1／2 <p>2 日中一時支援促進事業 576万円 看護師等の専門スタッフを配置した事業所において日中一時支援事業を行った市町村に補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額 1万円／日 ※入院診療報酬の1／2を目途に日中一時支援事業委託料との差額 ・負担割合 県1／2・市町村1／2 <p>○超重症心身障害児とは 重症心身障害児のうち呼吸管理面や食事機能面などで医療や介護の必要性が高い障害児（推計125人）</p>
<p>【審査の考え方】 医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障害児に対する支援を充実させる必要性を認め、必要額を措置した。</p>				

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
4 在宅重度心身障害者 手当支給費	1,980,934 (一財 1,980,934)	2,000,520 (一財 2,000,520)	2,000,520 (一財 2,000,520)	<p>在宅の重度障害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、手当を支給する市町村に対し、補助金を交付する。</p> <p>1 支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳（1、2級）所持者・療育手帳（<u>Ⓐ</u>、A）所持者・<u>精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者</u>・<u>超重症心身障害児</u>等 <p>2 支給制限</p> <ul style="list-style-type: none">・特別障害者手当、障害児福祉手当等を受給している場合・施設に入所している場合・前年の所得により、住民税を課税されている場合・<u>6.5歳以上で新規に障害者手帳を取得した場合</u> <p>※ <u> </u>部分は平成22年1月から実施</p> <p>3 支給人数 1ヶ月あたり平均66,684人</p> <p>4 補助基本額 5,000円/人・月（県1/2、市町村1/2）</p>

【審査の考え方】
精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者及び超重症心身障害児を支給対象に加え、65歳以上の新規取得者を支給対象外にする必要性を認め、要求額を措置した。

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
新 5 国際児童年30周年、 児童の権利宣言 50周年事業費		19,237 (一財 19,237)	19,237 (一財 19,237)	親が自分の子育てにより深く関わっていくよう意識改革を促すとともに、子どもの考える力、感じる力をはぐくむというメッセージを発信する。 1 記念特別事業の実施 1,350万円 (1)「こどもの城」周辺の整備 1,100万円 こども動物自然公園内にある「こどもの城」(国際児童年記念館)の周辺に、親子のふれあいや子どもが様々な体験や遊びのできる施設を整備する。 (2)所沢航空記念公園における記念事業 250万円 航空発祥記念館の料金を引き下げ、あわせて記念イベントを開催する。 2 親子ふれあい大会の実施 573万7千円 「こどもの城」で親子ふれあい大会を開催する。 ・パパ・ママ応援ショップ協賛店の出店 ・どんぐり拾い大会の開催 等

【審査の考え方】
国際児童年30周年、児童の権利宣言50周年に記念事業を行う必要性を認め、要求額を措置した。

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
新 6 保育所・幼稚園の親支援事業費		33,000 (一財 33,000)	33,000 (一財 33,000)	保育所・幼稚園における親の養育力向上のための支援を強化し、豊かな子育て・親育ちを実現する。 1 親支援推進事業 3,050万円 すべての保育所・幼稚園で親支援の取組が導入されるように各私立保育所、私立幼稚園に親支援推進員を配置し、親支援に関する業務を行うための経費を初年度に限り助成する。 ○下記に係る費用を補助する。 2,700万円 ・保護者の保育参加促進 ・地域の人材の開拓及び活用 ・小学校との連携を強化 ※補助基本額：10万円(県10/10) ○親支援推進員を対象にした研修の実施及び優良事例集の作成 350万円 ※事例集の配付にあたっては教育局、学事課から情報を収集する。 2 保育内容の向上・幼保連携推進事業 250万円 ・保育所や幼稚園における保育の専門性を高めるための研修の実施

【審査の考え方】
保育園・幼稚園における親の養育力を向上させる必要性を認め、必要額を措置した。

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
新 7 重症心身障害児等 乳児院受入体制 整備事業費		19,489 (一財 19,489)	19,489 (一財 19,489)	济生会川口乳児院に在宅医療を必要とする重症心身障害児等の受入体制(4床)を整備する。 1 济生会川口乳児院への看護師の加配 1,700万4千円 看護師24時間常置体制を整備するため、看護師4名分の人件費を補助する。 2 在宅医療に必要な医療機器の整備 140万2千円 3 济生会川口乳児院の4床が満床の場合の支援 54万4千円 济生会川口乳児院の重症心身障害児等用の4床が満床の場合に、重症心身障害児等を受け入れた他の乳児院に対し、措置費の病虚弱児加算の県負担分相当額を補助する。 4 小児専門医療機関とのネットワーク化 53万9千円 高度医療が必要となった乳児の引受けのネットワークを構築するため、関係機関による調整会議を開催する。 ○济生会川口乳児院の概要 ・設置主体 社会福祉法人恩賜財団济生会埼玉県支部 ・開設年月日 昭和54年4月1日 ・定員 30名 ・関連施設 济生会川口総合病院 济生会川口看護専門学校

【審査の考え方】
在宅医療を必要とする重症心身障害者等を乳児院に受け入れる体制を整備する必要性を認め、必要額を措置した。

福祉部

(単位：千円)

事業名	前年度予算額	要求額	審査額	摘要
8 児童相談所整備 関連事業費	37,263 〔県債 33,000 一財 4,263〕	405,001 〔国庫 19,755 県債 353,000 一財 32,246〕	405,001 〔国庫 19,755 県債 353,000 一財 32,246〕	新 1 児童相談体制強化整備費 3,100万円 6か所の児童相談所のうち、最大の管轄人口を抱えている越谷児童相談所の支所を設置する。 ・設置場所 現在の越谷保健所草加分室の土地・建物の一部を活用 ・管轄区域 草加市、八潮市、三郷市、吉川市 ・開設時期 平成22年4月1日 ※福祉保健総合センター・保健所の再編と同時期 2 南児童相談所移転・一時保護所棟整備費（2か年継続事業第1年次） 3億7,400万1千円 さいたま市に設置されている南児童相談所を管轄区域内の川口市に移転し、あわせて一時保護所を設置する。 ・移転先 川口市芝下（旧工業技術センター敷地内） ・定員 30人（一時保護所） ・建設費 約9億3,200万円 ※進捗率は第1年次40%、第2年次60% ・開設時期 平成23年3月

【審査の考え方】
児童虐待の早期対応等を図るため、越谷児童相談所の支所、南児童相談所及び一時保護所棟を設置する必要性を認め、必要額を措置した。

福祉部